

千葉県学校薬剤師会
常任委員 木村 憲

平成 28 年度千葉県学校薬剤師研修会が 2 月 5 日（日）午後 1 時より TKP ガーデンシティ千葉にて 100 名近くの参加者をもって開催されました。

最初に「小学生からのくすり教育がなぜ必要か？」というテーマで、東京薬科大学客員教授の宮本法子先生が講演をされました。

実は薬学生でも学校薬剤師について知らない学生が多く、冒頭学校薬剤師の誕生秘話から始まりました。昭和 5 年、北海道小樽市の小学校で誤薬により服用した 4 年生の女子が死亡する事件が発生し、教育界を揺るがしました。当時学校では毒劇物が区別されずに置かれ、無資格者が取り扱っていたことが判明し、これを機に市内の薬剤師会より 8 名が学校現場の薬品管理を無報酬で申し出たことが学校薬剤師の始まりであったことが紹介されました。

学校保健法（現：学校保健安全法）で学校薬剤師の役割が規定されてから、学校保健委員会の一員として指導助言から薬の専門家として幅広く求められ、薬機法においても医薬品の適正使用の啓発を行う等、変化して来たことが説明されました。

学校教育において医薬品に関する教育が求められた結果、平成 24 年から中学校の保健体育の授業の中でくすり教育の実施が始まりました。医薬品を正しく使用することはセルフメディケーションを進める上で、医薬品の適正使用の基本知識を中学生のみならず、国民全体が身につける事によって自己決定権と責任を持たせないという事で小学校低学年にまでくすり教育が広がりました。

宮本先生自身が日野市の小学校で行ったくすり教育の経験から学校薬剤師は「指導助言する立場」から「信頼される相談者」へと発想を変えるべきとお話されました。先生は学者としてだけではなく、実際に学校薬剤師としての経験と活動を基にした講演はとても分かりやすく、理解しやすいものでした。

続いて第二部として、テーブルに分かれてのグループディスカッションをおこなった。くすり教育というテーマで、「現状に関する問題点」「くすり教育を行うにあたっての課題とは」「くすり教育に学校薬剤師はどう関われるか」について討議を行いました。

討議後の発表では、学校薬剤師を十分に理解していない学校職員・学校現場へのアプローチの難しさ、等が課題として挙げられました。

次に、くすり教育を行うツール作りとして錠剤の模型や薬のパッケージ（目薬等の箱作り）を子供時代に戻った気分で工作をしました。

今回の研修はくすり教育を考える場となりました。いま、学校薬剤師の役割がさらに広がっている事を理解・実行し、その活躍によって国民が正しく薬を使えるようになるはずだと言ってもきっと大袈裟ではないでしょう。



宮本法子先生



模型製作